



第5章

保護と管理



a) 所有関係

各構成資産の所在地及び所有者については、以下に記すとおりである。

表 5-1 構成資産の位置及び所有者

No.	構成資産	所在地	所有者
1	中尊寺	岩手県西磐井郡平泉町	宗教法人・個人・地方公共団体
2	毛越寺	岩手県西磐井郡平泉町	宗教法人・個人・地方公共団体・国
3	観自在王院跡	岩手県西磐井郡平泉町	宗教法人・個人・地方公共団体
4	無量光院跡	岩手県西磐井郡平泉町	宗教法人・個人・地方公共団体
5	金鶏山	岩手県西磐井郡平泉町	宗教法人・個人・地方公共団体
6	柳之御所遺跡	岩手県西磐井郡平泉町	個人・地方公共団体

b) 法に基づく指定保護

資産を構成する国宝又は重要文化財に指定された「記念工作物」、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝に指定された「遺跡」は、古社寺保存法(1897年制定)、史蹟名勝天然記念物保存法(1919年制定)、国宝保存法(1929年制定)などの下に適切な保護が行われてきた。

また、1950年には、それらの諸法を統合・改革して文化財保護法が制定され、それ以後、現在に至るまで、個々の構成資産はこの法律の下に万全な保護措置が講じられてきた。

6つの構成資産の指定保護の状況については、以下に示すとおりである。



1. 記念工作物

表 5-2-1 「記念工作物」である構成資産の保護・指定

1897年12月28日	特別保護建造物金色堂本堂(中尊寺金色堂)の指定 (内務省告示第87号)
1908年4月23日	特別保護建造物経蔵(中尊寺経蔵)の指定 (内務省告示第43号)
1917年4月5日	特別保護建造物金色堂覆堂の指定 (文部省告示第71号)
1929年7月1日	国宝金色堂本堂(中尊寺金色堂)・国宝経蔵 (中尊寺経蔵)・国宝金色堂覆堂の指定(国宝保存法の施行に伴い)
1941年4月24日	金色堂覆堂構造形式が改められる (文部省告示第601号)
1950年8月29日	重要文化財金色堂本堂(中尊寺金色堂)・重要文化財金色堂経蔵(中尊寺経蔵)・重要文化財金色堂覆堂の指定(文化財保護法施行に伴い)
1951年6月9日	国宝中尊寺金色堂の指定・名称変更 (文化財保護委員会告示第2号 ※1952年1月12日付)
1962年6月21日	重要文化財大長寿院経蔵(中尊寺経蔵)の名称変更 (文化財保護委員会告示第36号)
1978年5月31日	重要文化財中尊寺経蔵の追加指定・名称変更 (文部省告示第123号)
1978年5月31日	国宝中尊寺金色堂の追加指定(文部省告示第124号)

2. 遺跡

表 5-3-1 「遺跡」である構成資産の保護・指定(その1)

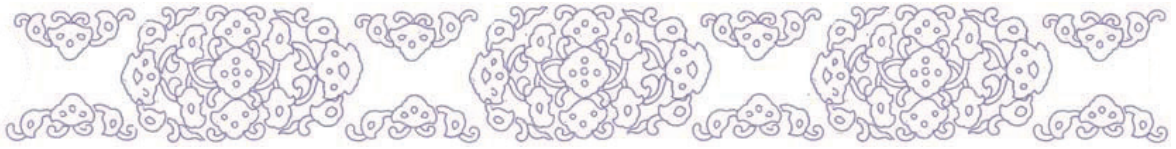
1922年10月12日	史跡毛越寺跡附鎮守社跡の指定(内務省告示第270号)
1922年10月12日	史跡無量光院跡の指定(内務省告示第270号)
1952年11月12日	特別史跡毛越寺跡附鎮守社跡の指定 (文化財保護委員会告示第55号 ※1955年10月17日付)
1955年3月24日	特別史跡無量光院跡の指定(文化財保護委員会告示第25号)
1957年11月12日	名勝毛越寺庭園の指定(文化財保護委員会告示第76号)



表 5-2-2 「遺跡」である構成資産の保護・指定(その2)

1922年10月12日	史跡毛越寺跡附鎮守社跡の指定 (内務省告示第270号)
1922年10月12日	史跡無量光院跡の指定 (内務省告示第270号)
1952年11月12日	特別史跡毛越寺跡附鎮守社跡の指定 (文化財保護委員会告示第55号 ※1955年10月17日付)
1955年3月24日	特別史跡無量光院跡の指定 (文化財保護委員会告示第25号)
1957年11月12日	名勝毛越寺庭園の指定 (文化財保護委員会告示第76号)
1959年5月23日	特別名勝毛越寺庭園の指定 (文化財保護委員会告示第21号)
1979年5月22日	史跡及び特別史跡中尊寺境内の指定 (文部省告示第96号)
1997年3月5日	史跡柳之御所遺跡の指定 (文部省告示第20号)
2004年9月30日	特別史跡無量光院跡の追加指定 (文部科学省告示第145号)
2004年9月30日	史跡柳之御所遺跡の追加指定 (文部科学省告示第147号)
2005年2月22日	史跡金鷄山の指定 (文部科学省告示第16号)
2005年3月2日	名勝旧観自在王院庭園の指定 (文部科学省告示第23号)
2005年7月14日	特別史跡毛越寺境内附鎮守社跡の追加指定名称変更 (文部科学省告示第104号)
2005年7月14日	史跡柳之御所平泉遺跡群の追加指定名称変更 (文部科学省告示第106号)
2006年1月26日	特別史跡無量光院跡の追加指定 (文部科学省告示第6号)
2008年3月28日	史跡柳之御所平泉遺跡群の追加指定 (文部科学省告示第40号)
2009年11月20日	史跡金鷄山の追加指定 (文化審議会文化財分科会答申、2010年2月文部科学省告示予定)
2009年11月20日	特別史跡無量光院跡の追加指定 (文化審議会文化財分科会答申、2010年2月文部科学省告示予定)
2009年11月20日	史跡柳之御所・平泉遺跡群の追加指定 (文化審議会文化財分科会答申、2010年2月文部科学省告示予定)

[公文書写しについては、本推薦書付属資料 2.b. 4-16 ページを参照]



c) 保護の実施手段

1. 資産

各構成資産については、建築物及び工作物、庭園、及びそれらの跡、地下に埋蔵されている遺構・遺物のみならず、それらと密接な関係を持つ自然地形、人為的地形など、その本質的価値を構成する諸要素を厳格かつ的確に把握し、それらをすべて含む範囲について、文化財保護法の下に国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝に指定している。指定された建築物及び工作物又は土地においては、国の許可無くそれらの現状を変更することはできない。

文化財保護法の定めるところにより、国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝の保存管理・修理・公開については、所有者又は管理団体が適切に行うことを原則としている(法第31条・第32条の2・第113条・第115条・第119条)。

国宝又は重要文化財に指定されている建造物の修理に際して、部材の痕跡調査などから判明した原形への復元などの現状変更等を行おうとするときや、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝の指定地内において現状変更等を行おうとするときは、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない(法第43条・第125条)。文化庁長官は、国が設置し、イコモス国内委員会委員を多数含む文化審議会文化財分科会に対して当該現状変更等に関する諮問を行い、その答申を経て許可することとしている。したがって、資産の現状を変更する場合には、学術的かつ厳密な審査に基づく許可を必要としている。

国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝の管理と修理に対しては、必要に応じて国が経費を補助し、技術的指導を行うこととしている(法第35条・第47条・第118条)。

[資産及び緩衝地帯における法規制については本推薦書付属資料8を参照]

2. 緩衝地帯

緩衝地帯の全域においては、関係各市町が定める条例の下に資産の周辺環境について万全な保全措置が講じられている。

緩衝地帯の範囲については、資産からの眺望の対象となる山の稜線や河川などの自然的な地形に基づき、地籍境界・行政界などを考慮しつつ、資産の保護に必要な不可欠な最低限の範囲を定めた。

緩衝地帯において行われる建築物及び工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更等に係る行為、木竹の伐採については、構成資産か



[緩衝地帯の詳細な設定根拠及び地域ごとの規制については、本推薦書付属資料9を参照]

らの距離に応じて許可制や届出制に基づく規制を設けており、これらの行為に関する重要な事項については、特に関係各市町の景観審議会等による調査・審議に基づき、関係各市町が事前に適切な指導・助言を行うこととしている。

なお、緩衝地帯の設定の考え方や行為規制等の詳細については、本推薦書の付属資料9及び別添参考資料1を参照されたい。

d) 推薦資産が所在する町・県に関する諸計画

・平泉町総合計画

平泉町(2001年)

○対象範囲

平泉町

○主たる目的

平泉町が今後10年間(2001～2010年)に進むべき方向及び基本施策・重点施策を明示するとともに、まちづくりの基本的な方向性を示す。

○推薦資産に関する内容

推薦資産を人類の貴重な財産と位置付け、その調査・研究及び保護・整備の推進、周辺における良好な町並みの形成などをまちづくりの課題として掲げている。土地利用・文化財保護・景観保全・観光・地域基盤整備等の項目において、推薦資産の保存・活用の重要性について記載している。

・平泉町観光振興計画

平泉町(2006年)

○対象範囲

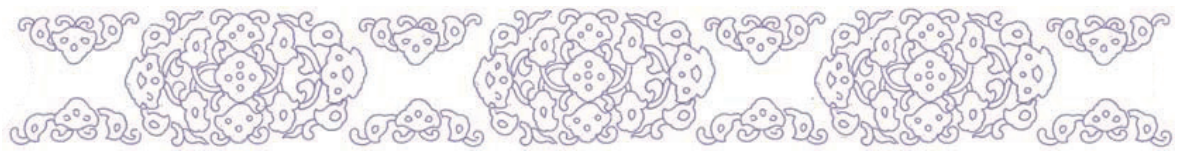
平泉町

○主たる目的

世界遺産一覧表への記載を目指す平泉の文化遺産の魅力を外に向けて発信しつつ、来訪者の受け入れ態勢を整備していくために、平泉町における今後の観光の方向性を明らかにし、地域を挙げた観光振興を目指す。

○推薦資産に関する内容

平泉が既に全国的に知名度の高い観光地であることを前提としつつ、平泉町総合計画において示した基本的な方向性に基づき、観光振興の基本的方向を4項目に分類して示している。特に、外国人観光客の増加に対応した受け入れ態勢の整備を中心として、



観光の国際化を推進するための具体的な施策について記載している。

・平泉町景観計画

平泉町(2008年)

○対象範囲

平泉町

○主たる目的

文化財保護法に基づき、推薦資産を確実に保存・継承するとともに、景観法に基づく景観計画において、推薦資産と一体を成す緩衝地帯の景観保全に必要な事項を定め、資産の価値にふさわしいまちづくりの実現を図る。

○推薦資産に関する内容

平泉の景観の特質は、推薦資産を中心とする多数の歴史文化遺産とそれらの周辺の自然地形を含む良好な景観にあることから、それらが持つ景観要素を詳細に分析し、その保全の必要性について具体的に記載している。また、まちなみ景観、農村景観、眺望景観の望ましい将来像を創出するための基準・規制項目についても記載している。

・岩手県土地利用基本計画

岩手県(1975年)

○対象範囲

岩手県

○主たる目的

岩手県内の適正かつ合理的な土地利用を図る。

○推薦資産に関する内容

歴史的景観や風土の保存及び個性ある景観の形成等を推進することにより、美しくゆとりある県土の利用を目指す。

・岩手県都市計画マスタープラン

岩手県(2004年)

○対象範囲

岩手県

○主たる目的

地域の特色及び宝を見直し、地域住民と協働しつつ、岩手県における都市のあるべき方向性を示し、新たな視点に基づき「夢県土いわての都市づくり」を継続的に実施する。

○推薦資産に関する内容

平泉の文化遺産の世界遺産一覧表への記載を視野に入れ、歴



史と文化を活かした都市づくりを推進するとともに、世界的にも貴重な文化遺産を積極的に活用する。さらに、平泉の文化遺産を核として、県内の各都市においても歴史と文化を活かした都市づくりを推進し、都市におけるにぎわいの創出を通じて、新たな都市文化の発展を図る。

『平泉の文化遺産保存管理活用推進アクションプラン 岩手県(2006年)』

○対象範囲

平泉町、一関市、奥州市

○主たる目的

「包括的保存管理計画」の内容を実践するための「事業計画版」として位置付け、推薦資産の適切な保存管理・活用及びそれらの周辺環境の保全に関する施策の方向性を明らかにし、実施すべき事業を具体的に明示する。

○推薦資産に関する内容

推薦資産の顕著な普遍的価値を保護・顕在化させるために、保存管理及び活用の観点から、①現状と課題の把握を行い、②施策の基本的方向を示し、③実施すべき事業を明示している。

・いわて県民計画

岩手県(2009年)

○対象範囲

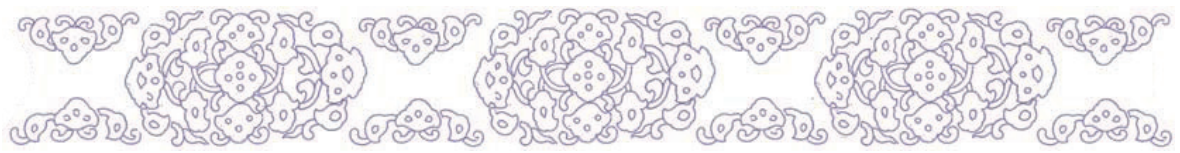
岩手県

○主たる目的

概ね10年後を展望しつつ、希望あふれる岩手を実現していくための行動の促進・支援・実践に関し、岩手県としての政策推進の方向性や具体的な取組内容について示す。

○推薦資産に関する内容

文化芸術の宝庫いわてを実現するために、平泉の文化遺産の世界遺産一覧表への記載に向けた取組を推進するとともに、県内の歴史遺産の理解と継承や国内外への情報発信を進めることとしている。



e) 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

構成資産のうち、国宝又は重要文化財に指定されている中尊寺金色堂、金色堂覆堂などの建造物については、平泉町と所有者である宗教法人が共同して保存管理計画を策定し、適切な保存管理に当たっている。

また、特別史跡又は史跡若しくは特別名勝又は名勝に指定されている土地等(以下、特に断りがない限り、総括して「史跡等」という。)については、1919年に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法及び1950年以降においては文化財保護法に基づく段階的な指定により保護措置がとられ、史跡等の管理団体である平泉町が保存管理計画を策定して適正な保存管理に当たっている。

さらに2006年には、資産を構成する国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝について、岩手県が文化庁、所有者である宗教法人、史跡等の管理団体である平泉町との調整の下に構成資産の全体を対象とする包括的保存管理計画を策定した。

上記した各構成資産の保存管理計画、資産全体を対象とする包括的保存管理計画については、本推薦書付属資料-11として添付している。

1. 保存管理計画

各構成資産の保存管理計画の策定状況については、本推薦書の7. 資料、e)参考文献、3)保存管理計画書に示すとおりである。特に岩手県教育委員会は、文化庁及び関係各市町の教育委員会との十分な調整の下に『「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」の包括的保存管理計画』を策定し、資産の全体を視野に入れた総合的な保存管理を行っている。包括的保存管理計画に定める基本方針は、次の5点である。

- (1) 顕著な普遍的価値の適切な保存管理
- (2) 緩衝地帯の適切な保全
- (3) 経過観察の実施
- (4) 整備・公開・活用の推進
- (5) 保存管理体制の整備と運営



[本推薦書付属資料 11 を参照]

包括的保存管理計画に定めた上記の基本方針に基づき、個々の特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝の管理団体である平泉町が各史跡等の保存管理計画を策定し、具体的で適切な保存管理に当たっている。構成資産の中には、国宝又は重要文化財に指定されている歴史的な建造物及び工作物が含まれることから、これらの現状・課題、保存・活用に関する保存管理計画を平泉町・宗教学人中尊寺が共同して策定し、適切な保存管理に当たっている。これらの保存管理計画を要約したものについては、付属資料－11に示すとおりである。

「平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」を総体として保全するためには、構成資産のみならず緩衝地帯をも含め、資産に影響を及ぼす人工物などを適切に制御していく必要がある。そのため、構成資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性のある人工物については、たとえそれが緩衝地帯における設置であってもできる限り抑制することとし、やむを得ず設置する場合であっても、最小限の数量・規模とするとともに、色彩等の観点から景観にも十分配慮するよう関係者への理解と協力を求めることとしている。

なお、既存の鉄柱・看板・広告塔など構成資産に影響を及ぼすものについては、撤去又は修景に努め、公益上必要と考えられる施設については、現状の利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は移転等について検討するとともに、当面の間、資産に対する影響の軽減を図ることとする。

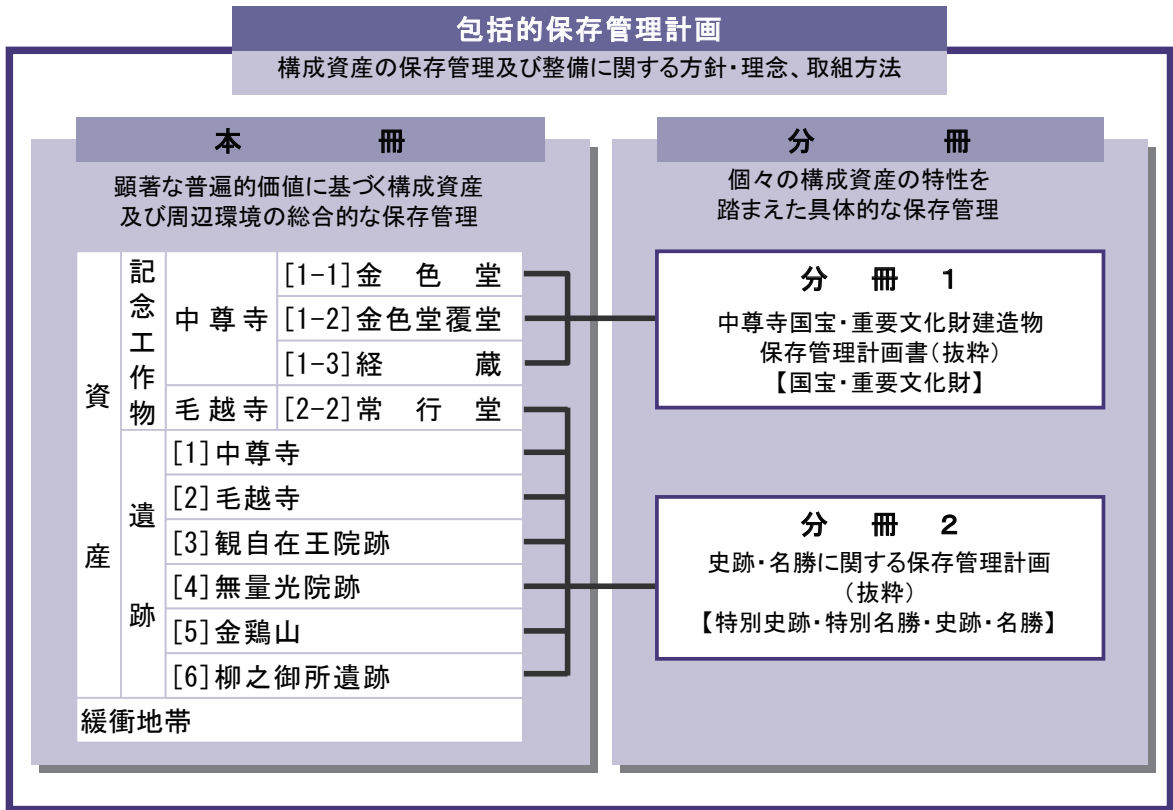
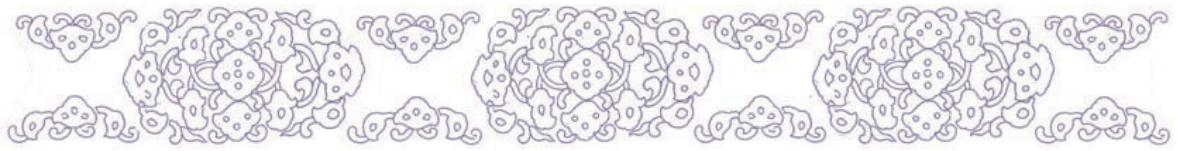


図 5-1 包括的保存管理計画の構成

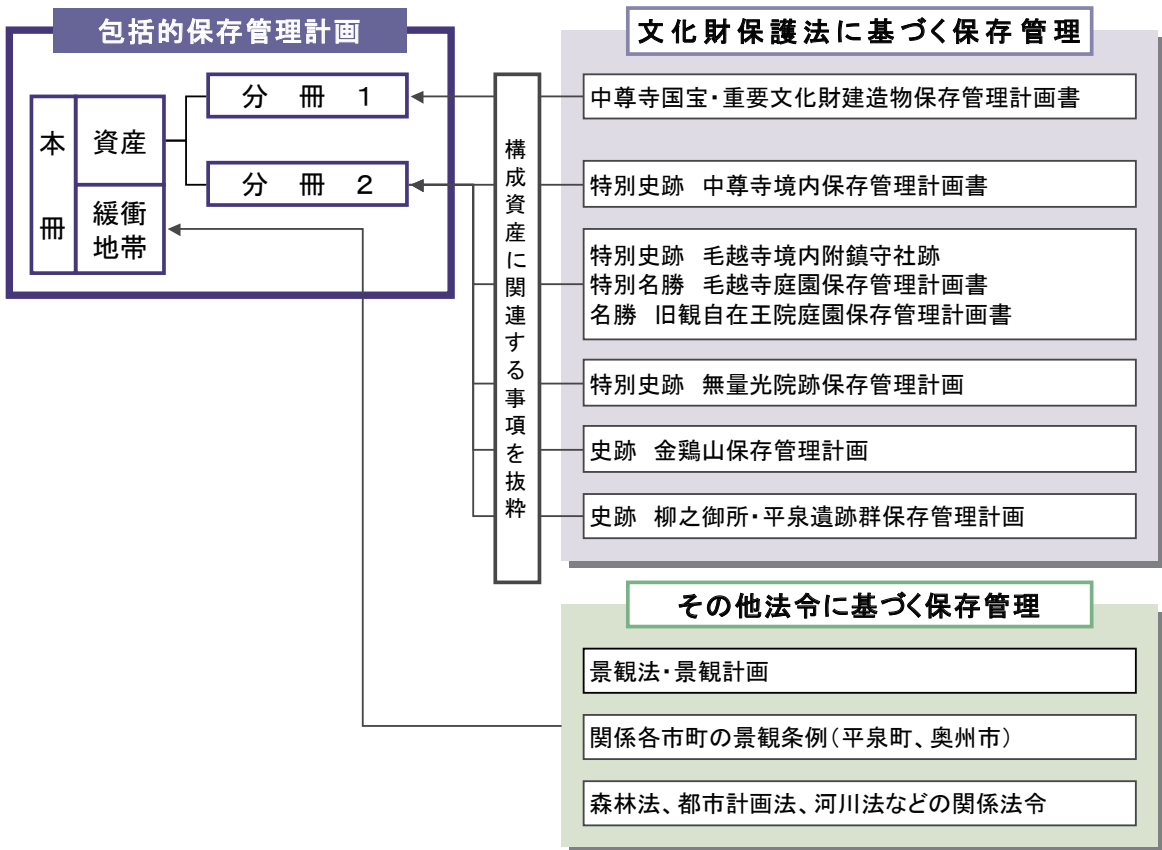


図 5-2 包括的保存管理計画と国内法に基づく各構成資産及び緩衝地帯の保存管理との関係



2. 保存管理体制

包括的保存管理計画に定めた上記の基本方針に基づき、岩手県教育委員会は、世界遺産の保存管理を専任とする職員の組織を整備するとともに、連絡調整会議を設置して関係各市町の教育委員会との十分な連携を図っている。

岩手県教育委員会では、文化財・世界遺産担当の組織を設け、現在、11名の職員によって資産全体の保存管理に当たっている。平泉町教育委員会では世界遺産推進室を設置し、現在、4名の専任職員によって構成資産の保存管理に当たっているほか、構成資産が所在する現地に発掘調査を担当する5名の平泉文化遺産センター職員を配置している。これらの組織体制については、さらなる充実化に努めることとしている。

さらに、岩手県と関係各市町は「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)を設置し、各構成資産を成す国宝又は重要文化財の保存管理計画、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝の保存管理計画を確実に実行している。

推進協議会では、資産及びその周辺地域において、国・岩手県・関係各市町・民間団体等が実施する予定の事業等について、それぞれの事業が、資産の保存管理に負の影響を及ぼすことなく、適切に実施されるように連絡・調整を図ることとしている。推進協議会における調整結果に基づき、岩手県及び関係各市町は、民間事業者等に対して権限に基づく適切な指導や助言を行うこととしている。

国内の大学及びイコモス会員等の研究者・専門家から成る「平泉遺跡群調査整備指導委員会」は、推進協議会に対して学術的な観点からの助言を行っている。さらに、岩手県文化財保護審議会をはじめ平泉町文化財調査委員会は指定文化財及び文化財全体に関する事項を審議し、それぞれ岩手県及び平泉町に対して建議を行っている。

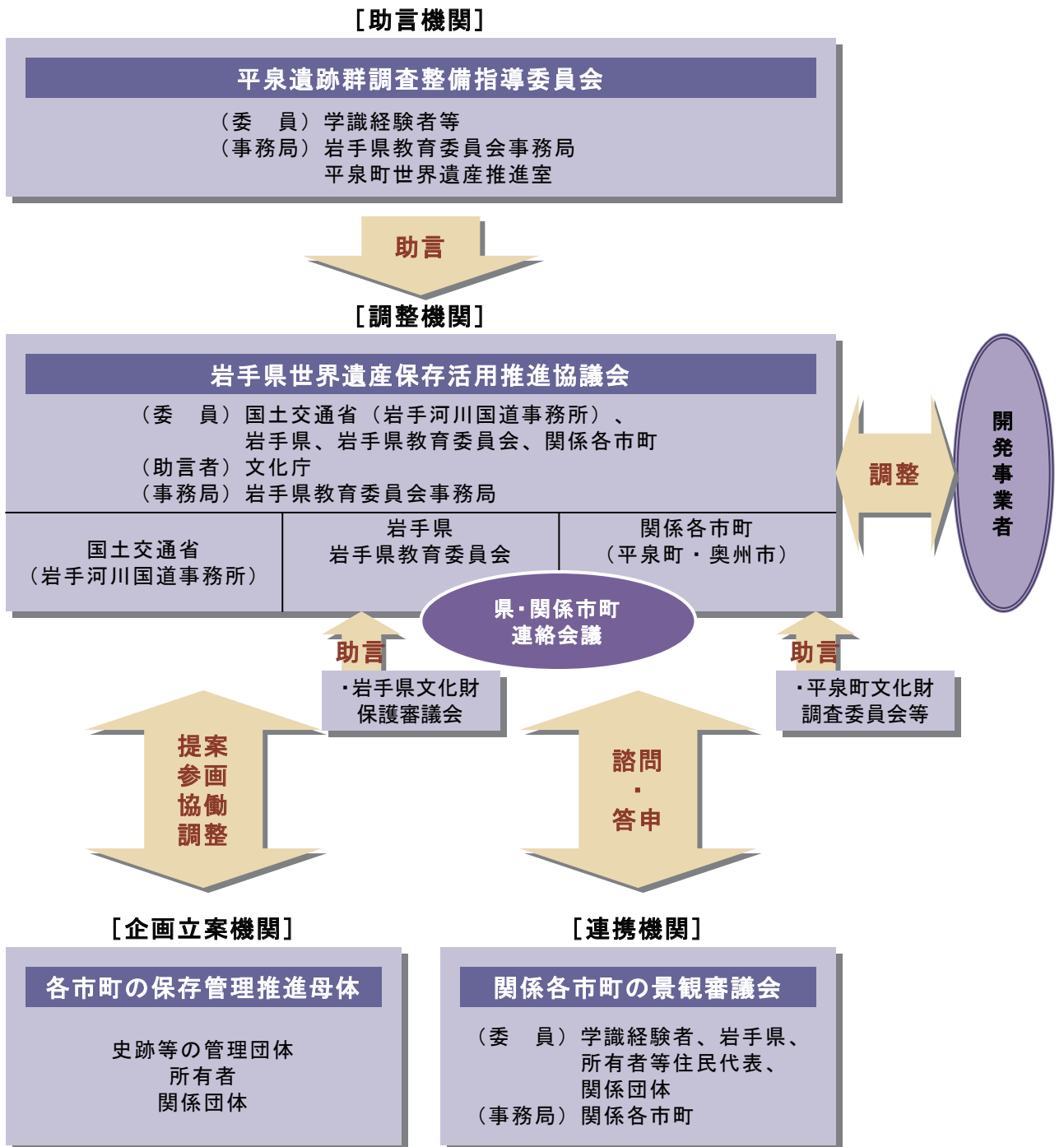
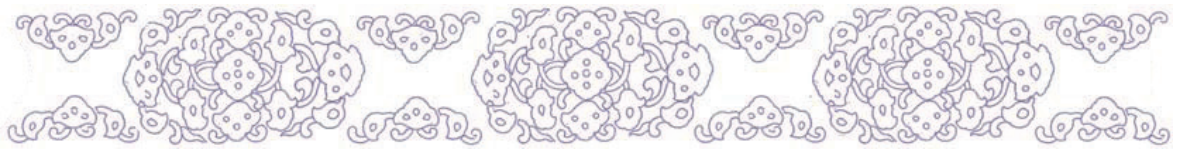


図 5-3 平泉の保存管理組織体制



f) 財源及び財政的水準

各構成資産の管理については、それぞれの所有者又は管理団体が行っている。特に「記念工作物」である建造物の修理を行う場合には、小修理その他特別な場合を除いて国が必要に応じて経費の50～85%の補助金を交付している。「遺跡」である特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝において発掘調査・修理・整備の事業を行う場合にも、国が必要に応じて経費の50%の補助金を交付している。これらの国の補助金に併せて、岩手県も国の補助金相当額を控除した額の50%に相当する額以内の補助金を交付している。加えて、地方公共団体以外の宗教法人又は個人が修理又は整備の事業を行う場合には、県及び平泉町からも補助金を交付している。

また、国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝において、それぞれ防災施設等を設置する事業についても、同様の比率の下に経費の補助を行うこととしている。

なお、上記の補助金とは別に、平泉町では、条例に基づき町内における史跡等の保護のための基金を設けており(「平泉町世界遺産推進基金」)、基金には県内の経済界を中心に民間からの資金提供も行われている。

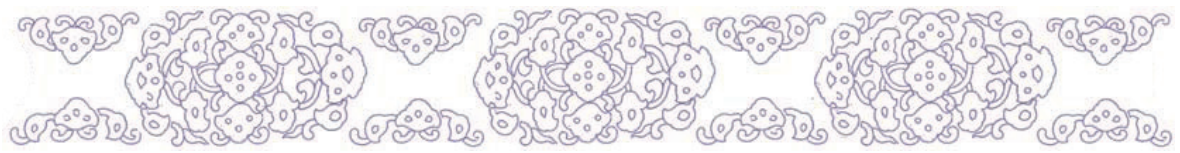
表 5-4 保存管理経費

単位：千円

予算項目	2004	2005	2006	2007	2008
遺跡保護(公有化を含む)	339,100	325,000	276,680	300,800	278,000
建造物保護	0	0	0	20,000	7,320
来訪者施設、普及啓発	8,016	14,350	9,098	18,806	24,320
維持管理費	21,650	18,820	19,840	19,980	23,000
合計	368,766	358,170	305,618	359,586	332,640

g) 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修

構成資産の保存管理については、所有者(宗教法人を含む)をはじめ、岩手県及び各史跡等の管理団体に指定された平泉町が実施している。岩手県教育委員会とその関連機関である財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターでは、それぞれの組織内に文化財の高度な保



存・管理技術を持つ専門職員及び技術者を配置し、管理団体である平泉町が行う保存管理に対して適切な技術的支援を行っている。

また、独立行政法人国立文化財機構は、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術や能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象として定期的に研修を開催しており、岩手県及び関係各市町の職員も当該研修等に積極的に参加して、資産の整備活用の技術向上に努めている。

さらに、独立行政法人国立文化財機構をはじめ、国内の大学の研究者及びイコモス会員を含む「平泉遺跡群調査整備指導委員会」及びその部会の助言・指導に基づいて行われている保存・管理技術は、高い水準を保持している。

国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝を維持するための措置として簡単な修理又は復旧を行う場合には、事前の届出に基づき、文化庁が適切な技術的指導を行っているため、管理技術の水準は極めて高く保たれている。

資産の見回りや清掃等の日常的な維持管理については、岩手県教育委員会から委嘱された指導員のほか、地域住民・民間団体・管理団体が協働して積極的に行っている。

表 5-5 保存技術向上のための主な研修の一覧

分野	研修	主催	頻度
遺跡の調査・保護	遺物保存処理に関する課程など	奈良文化財研究所	年1回
建造物の維持・修復	文化財等取扱い講習会	岩手県立博物館	年1回
庭園の保存管理	環境考古学に関する課程など	良文化財研究所	年1回



h) 来訪者の施設と統計

構成資産の多くは、周囲に展開する景勝地とともに優れた名所として広く知られており、四季折々の自然の姿を求めて来訪する観光客でにぎわい、現在も国内有数の観光地となっている。

平泉町では、年間約200万人の観光客があり、そのうち約5万人は県外修学旅行生、約1万7,000人は外国人観光客であり、国内をはじめ海外においても広く知られている。

また、資産内には、来訪者の便宜を図るため、外国人観光客にも対応可能な解説板や道標を設置しているほか、主として緩衝地帯には、駐車場・便所・資料館等の便益施設等が整備されている。今後とも、適切な計画の下に順次整備していくこととしており、「ビジター・センター」などのガイダンス施設も不足なく配置される予定である。

イベント等で来訪者が突出して増加する日には、仮設トイレ・臨時駐車場等、臨時的施設の設置により対応しており、その収容能力には問題がない。

[詳細については本推薦書付属資料10を参照]

さらに、国土交通省及び平泉町では、主要駐車場利用の平準化により観光シーズンにおける市街地の渋滞緩和を目的とする社会実験を実施している。今後、その成果に基づき、シャトルバス・巡回バス・レンタサイクルを活用する効果的な周遊路の設定を目指している。

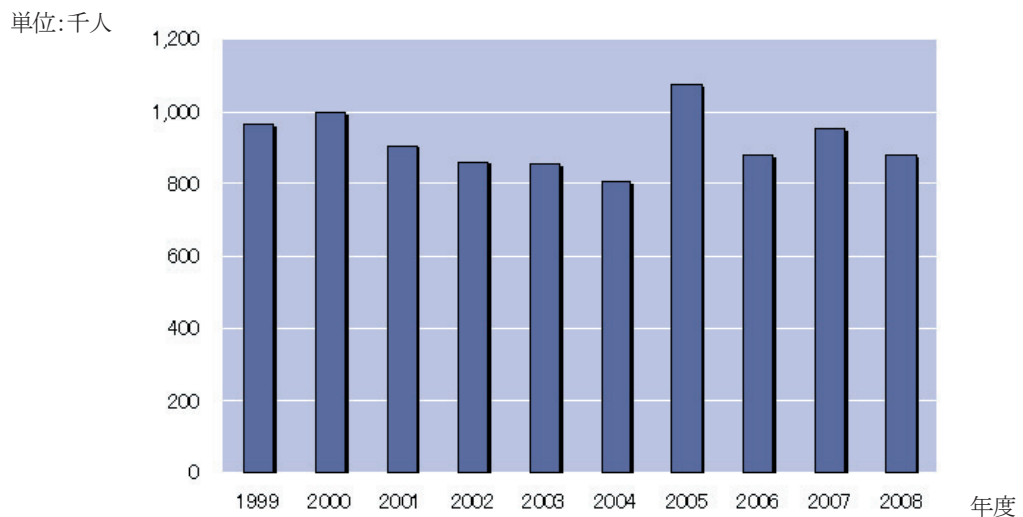


図 5-4 訪問者数

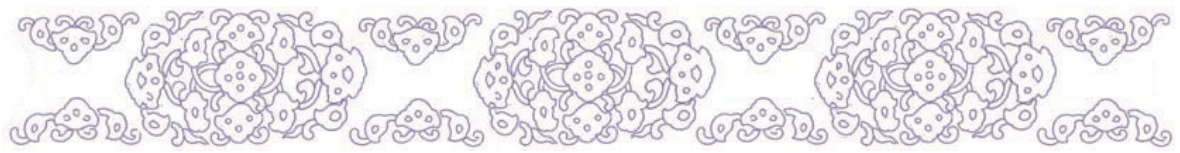


表 5-6 平泉における駐車場の車両収容台数及び占有率

エリア (収容台数)	項目	年		
		2008	2007	2006
中尊寺エリア (433 台)	駐車台数(台/年)	68,739	94,482	84,217
	駐車台数(台/日)	188	259	231
	占有率	43.5	59.8	53.3
毛越寺・観自在王院・ 金鶏山エリア (341 台)	駐車台数(台/年)	48,704	52,310	45,275
	駐車台数(台/日)	133	143	124
	占有率	39.1	42.0	36.4
柳之御所・無量光院 エリア (50 台)	駐車台数(台/年)	9,634	7,758	6,475
	駐車台数(台/日)	26	21	18
	占有率	52.8	42.5	35.5
平泉全体 (824 台)	駐車台数(台/年)	127,077	154,550	135,967
	駐車台数(台/日)	348	423	373
	占有率	42.3	51.4	45.2



写真 5-1
歩行者用標柱
©平泉町教育委員会



写真 5-2
説明板の写真
©平泉町教育委員会

表 5-7 道標及び解説板の数

No.	構成資産	道標		説明板
		歩行者用	車両用	
1	中尊寺	31	9	1
2	毛越寺	26	3	2
3	観自在王院跡	9	0	3
4	無量光院跡	12	5	2
5	金鶏山	4	0	2
6	柳之御所遺跡	16	5	1

道標: 該当資産への方角及び距離を示したもの。
説明板: 該当資産の来歴や価値について記載したもの。

i) 資産の整備・活用に関する方針・計画

岩手県では、構成資産及びその周辺を対象とした総合的な整備活用等の計画を定め、地域住民による活用の取組をも組織的に取り込んで計画的に実施している。

また、平泉町においても、実際に現地を訪れて見学することが資産へ



の理解をより一層深めることに効果的であるとの観点から、構成資産の一体的な整備を目的とした整備構想報告書が取りまとめられている。

こうした諸計画に基づき、平泉地域の歴史的背景を展示する平泉文化遺産センターを整備したほか、平泉の文化遺産を全体的に説明するためのガイダンス施設の整備のための計画が策定され、適切に実施の途上にある。

加えて、平泉文化についての市民向け講座の開催をはじめ、児童・生徒を対象とした体験学習などの情報発信施策が、定期的に実施されている。

個別の資産については、「記念工作物」である国宝又は重要文化財に指定されている建造物をはじめ、「遺跡」である特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝については、一部を除き所有者が年間を通して一般に公開している。宗教法人である寺院が所有する美術工芸品などについても、当該宗教法人が収蔵公開施設を設けるなどして適切な公開活用を行っている。

表 5-8 平泉の仏教思想の物証を表す行事(中尊寺・毛越寺)

[中尊寺]

活動内容	活動の性格	件数
寺院内で行われる宗教活動	現世利益を祈願するもの	15
	追善供養を行うもの	13
	僧侶が修行を行うもの	6
小計		34
一般参加者とともに行う宗教行事		12
小計		12
計		46

[毛越寺]

活動内容	活動の性格	件数
寺院内で行われる宗教活動	現世利益を祈願するもの	8
	追善供養を行うもの	11
	僧侶が修行を行うもの	1
小計		20
一般参加者とともに行う宗教行事		9
小計		9
計		29



表 5-9-1 構成資産の整備活用に関する方針・計画(その1)

区分	構成資産	基本方針	整備・公開・活用計画	実施時期		実施主体
				-2014	-2027	
	資産全体	<ul style="list-style-type: none"> ・構成資産の関連性を考慮した顕著な普遍的価値の伝達 ・歴史的事実に基づく真実性の担保 ・適切な公開・活用施設の設置 ・国内外からの観光客への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平泉文化の総合的研究」の実施 ・各種ガイドンス施設の整備・拡充 ・「活用推進アクションプラン」の実施 	-	○	岩手県平泉町
記念工作物	金色堂	中尊寺境内に所在する国宝指定文化財としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、阿弥陀如来の仏国土を表現した仏堂建築の顕著な類型であることに留意する。	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・修復済み ・公開中 	○	-	中尊寺
	金色堂覆堂	中尊寺境内に所在する重要文化財としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、金色堂を長期間保護してきた役割とともに、その特殊な建築構造の伝達について留意する。	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・修復済み ・公開中 	○	-	中尊寺
	経蔵	中尊寺境内に所在する重要文化財としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、平泉への仏教伝播を示す一切経を収納していたことに留意する。	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・修復済み ・公開中 	○	-	中尊寺
	常行堂	特別史跡・特別名勝としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、顕著な普遍的意義を有する浄土思想を今日に伝える宗教活動及び芸能が行われる場所であることについて留意する。	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・修復済み ・公開中 	○	-	毛越寺
遺跡	中尊寺及び大池伽藍跡	発掘調査等により基本的情報の収集は終了しているが、さらに継続的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大池伽藍跡周辺については、整備を前提とした計画的発掘調査を実施しており、今後修復に障害となる人工物を取り除いた後、浄土庭園としての整備を行う。 ・修復・整備の手法は、発掘調査成果に基づいて露出方式又は盛土方式のいずれの手法が適切であるかについて検討する。当面は解説板等を設置し、大池伽藍跡の顕著な普遍的価値を伝達する。 	-	○	平泉町中尊寺



表 5-9-2 構成資産の整備活用に関する方針・計画(その2)

区分	構成資産	基本方針	整備・公開・活用計画	実施時期		実施主体
				-2014	-2027	
遺跡	毛越寺及び庭園	仏国土(浄土)としての現在の良好な景観の維持に配慮する。	・修理・修復済み ・公開中	○	-	平泉町 毛越寺
	観自在王院跡	地理的に隣接し歴史的に密接な関係を有する毛越寺との関連が理解されるとともに、観自在王院跡における浄土庭園が住宅庭園から発展した可能性を考慮しつつ、仏国土(浄土)としての現在の良好な景観の維持に配慮する。	・修理・修復済み ・公開中 (ただし、周辺部分については、さらに継続的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を継続する。)	-	○	平泉町
	無量光院跡	整備を前提とした土地の公有化及び計画的発掘調査を実施し、金鶏山との地理的位置関係から無量光院跡の庭園跡が浄土庭園の最高発展形態であること及び隣接する居館である柳之御所遺跡との密接な関係が十分に理解される整備を実施する。	・修復・整備の手法は、発掘調査成果に基づいて露出方式又は盛土方式のいずれの手法が適切であるかについて検討する。 ・当面は解説板等を設置し、顕著な普遍的価値を伝達する。	-	○	平泉町
	金鶏山	現在の山容を維持しつつ、周辺の眺望点からの眺望確保を図る。	・計画的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を実施する。	-	○	平泉町
	柳之御所遺跡	仏国土(浄土)を表す建築及び庭園の創造主の居館として、平泉の信仰の起点である金色堂及び浄土庭園としての最高の発展形態である無量光院跡及び金鶏山との位置関係を考慮した整備を実施する。	・地下の考古学的な遺構を確実に保存するための保護層を確保し、地上に地下遺構の内容を具体的に表示・復元する。 ・考古学的遺跡としての特性から、現地の解説・表示に加えて、隣接するガイダンス施設と一体的に、出土品の展示及び解説を含めた資産の顕著な普遍的価値を伝達する。	-	○	平泉町 岩手県
	無形の要素	平泉の顕著な普遍的価値を反映するものとして、今後もその継続及び公開活用が促進されるよう、芸能及び宗教活動の場所となっている中尊寺及び毛越寺及びそれぞれの芸能の保持者・保持団体との意識の共有を図る。	・公開中	○	-	平泉町 奥州市 中尊寺 毛越寺 芸能団体



写真 5-3
毛越寺における曲水の宴
© 川嶋印刷株式会社



写真 5-4(左)
写経
© 川嶋印刷株式会社

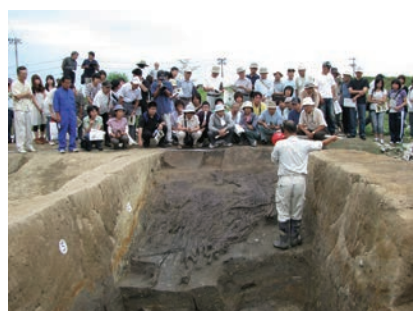


写真 5-5(右上段)
柳之御所遺跡ビジターセンターの
展示
© 岩手県教育委員会

写真 5-6(右下段)
地域住民のための遺跡説明会
© 佐藤嘉広

j) 専門分野・技術・管理に関する人的措置

岩手県教育委員会の委嘱を受けた文化財保護指導員(以下、「指導員」という。)が定期的に文化財を巡回・点検し、岩手県に対して保護に関する助言を行っている。岩手県は、指導員の調査報告に基づき、所有者や関係各市町に対して文化財の保存管理に関する指導を行っている。このように、将来的に良好な状態の下に資産を維持していくための体制についても万全を期している。